

「（仮称）苓北風力発電事業」環境影響評価方法書に対する熊本県環境影響評価審査会意見

標記方法書の内容を環境保全の専門的見地から審査した結果、環境影響評価の実施及び環境影響評価準備書の作成に当たっては、以下の事項に十分配慮する必要がある。

[大気環境]

〈騒音及び低周波音〉

施設稼働による超低周波音の影響については、設置予定の風車と同機種又は同規模の風車から発生する実測値を可能な範囲で入手し、予測・評価に反映させること。

〈振動〉

建設が予定されている風力発電機のローターの直径は最大 130m であり、尾根沿いに巨大な風力発電機が複数設置されることによる共振の発生の可能性について検討する必要がある。

そのため、施設稼働による振動の影響について、評価項目として選定し、予測・評価する必要があるか検討すること。

なお、必要ないと判断した場合は、その具体的な根拠を準備書に記載すること。

[水環境]

〈水質〉

水質調査実施時に濁水が観測された場合は、観測された地点よりも下流測でも水質調査を実施すること。

[動物・植物・生態系]

〈鳥類〉

- (1) 施設稼働による鳥類への影響評価に係る現地調査の実施に当たっては、事業実施区域周辺がツルの渡り鳥のルートであると推測されることを踏まえ、事業を実施する地域特性を鑑みた適切な調査を実施すること。
- (2) ツル類やアカハラダカが春季及び秋季に対象事業実施区域周辺を通過する可能性を鑑み、鳥類（渡り鳥）の現地調査は、風車設置予定場所周辺上空を通過する渡り鳥の数を適確に把握することが

できる時期に十分な調査期間を確保すること。

なお、現地調査において十分な個体数が確認できない場合は、対象事業実施区域と同緯度を通過する際の飛翔高度を具体的に予測すること。

- (3) 夜間に飛行する鳥類の調査をボイスレコーダーや目視により実施することとなっているが、鳥類の飛行状況を十分に把握できないと判断した場合は、レーダー等を用いて鳥類の飛行する数や高度等を把握するよう努めること。